

(案)

# 丸亀市森林整備計画

計画期間  
自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 18 年 3 月 31 日

(令和 8 年 月 日 樹立)

香 川 県  
丸 亀 市

## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

- 3 作業路網の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項

### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

### V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理法に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は大高見峰、猫山、城山など讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がっている。そして、瀬戸内海には本島、広島、手島、小手島、牛島などの島々が点在している。広ぼうは、東西 24.16 キロメートル、南北 23.82 キロメートルであり、市の陸地部の中央に標高 422 メートルの飯野山（別名、讃岐富士）がそびえ、その北方に青ノ山、中心には土器川が流れ、多数のため池が水辺空間を創出している。

総面積は、11,183ha で、そのうち島しょ部の面積は 2,357ha である。森林面積は 3,012ha で総面積の約 27% を占め、その内訳は国有林 78ha、県有林及び市有林を含む民有林は 2,934ha である。また、地域森林計画対象森林のうち、ヒノキを中心とした人工林の面積は 368ha であり、人工林率は約 13% である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには広葉樹が立林する天然性の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっている。また、市南部及び青ノ山、島嶼部の一部区域で保安林の指定を受けている。

人工林については、昭和 40 年代から 50 年代にかけて植栽したヒノキ等が利用期を迎えており、循環利用を図るため適正な森林整備が課題となっている。

※本市の面積は、令和 7 年 7 月 1 日現在。国有林面積は令和 3 年 4 月 1 日現在。その他森林面積は、令和 8 年 3 月 31 日現在。

### 2 森林整備の基本方針

本市北部の森林は、木材生産機能維持増進森林に位置づけせず、山地災害防止や快適環境形成、保健文化機能が発揮される森林を目指すが、島嶼部では木材生産を放棄するのではなく、森林所有者の意向に配慮しながら主伐や間伐による木材生産等に取組みつつ、将来的に以下の目標林形への移行を目指す。

本市南部の森林は、既に木材生産を目的とした林業経営を行っている森林が集まっている区域を木材生産機能維持増進森林に位置づけて、継続的に木材生産を行いながら森林整備を行っていくよう森林経営の受委託等による効率的な森林整備を促進する。

なお、木材生産機能維持増進森林に位置づけられない森林は、将来的に以下の目標林形への移行を目指す。

#### 《目標林形》

##### ① 天然林⇒天然林

既に天然林となっていることから、気象災害や林野火災などにより森林の働きが発揮できない状況になった場合に自生樹種の植栽で森林へ復旧する等、現状維持を図る。

なお、シイタケ原木や薪炭材などの利用で伐採されることが考えられるが、この場合は、現況を確認しつつ下草刈り等の適切な施業を実施し、確実な更新を図る。

##### ② 人工林⇒天然林

(針葉樹)

- ア 採算性等の問題から林業経営が行われない森林は、森林の荒廃度を勘案して他者による森林整備を検討し、更新伐の後、広葉樹を植栽して針広混交林へと移行する。
- イ 継続的な林業経営が行われない森林は、間伐および択伐の実施により現有森林資源から木材生産を行いつつ、伐採跡地に広葉樹を植栽して針広混交林へと移行する。

(広葉樹)

自然遷移により天然林へ移行する。

### ③ 人工林⇒人工林

針葉樹、広葉樹とも適切な保育等森林整備を行い、木材生産機能や公益的機能の維持増進を図る。

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、丸亀市民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全を進める必要がある。森林の有する主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### 1) 森林整備の基本的な考え方

(1)で掲げた森林の有する各機能の維持増進を図るための森林整備及び保全の基本的な考え方は、次のとおりとする。

森林機能区分	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源かん養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、森林の適切な整備を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	災害に強い土壌を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点等から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成单層林として維持していく森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### 2) 造林から伐採に至る森林施業の推進方法

適切な森林整備を推進していくためには、林業普及指導員、林業事業体及び森林所有者等の相互の連携をより密とし、国又は県等の補助事業等を積極的に活用し、森林整備事業を進めるものとする。

### 3. 森林施業の合理化に関する基本方針

公有林を除く人工林の多くが小規模分散化しており、なおかつその所有規模も1ha未満の森林が多いことから、森林経営の受委託等により経営する森林の規模を拡大し、効率的な作業路網を開設するとともに施業の集約化を行い、効率的な森林経営が行われるよう森林経営計画の作成を促進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるもので、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齡	35年	40年	30年	10年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐択伐の別	標準的な方法
皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね5ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

さらに、林地の保全及び落石等の防止等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

併せて、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

上記に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定めること。

単位・径級：cm

樹種	標準的な施業体系			施業上の伐採の目安（年）
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ヒノキ	一般建築材・大径材	中仕立	28	70
	柱材・一般建築材		23～	50～
スギ	一般建築材・大径材	中仕立	38	65
	一般建築材		20～	40～
マツ	一般建築材・大径材	—	26～	60
	一般材		22～	40～
クヌギ	しいたけ原木	—	10～16	15～20
その他広葉樹	—	—	—	15～

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行う。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりとする。

人工造林の対象樹種
木材生産を目的とする場合には、スギ、ヒノキ、マツ及び造林実績のある有用広葉樹

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は丸亀市農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数(1ha当り)
ヒノキ	疎仕立て	2,000~3,000本
	中仕立て	3,000~3,500本
	密仕立て	3,500~4,000本
スギ	疎仕立て	2,000~3,000本
	中仕立て	3,000~3,500本
	密仕立て	3,500~4,000本
マツ	疎仕立て	2,000~3,000本
	中仕立て	3,000~3,500本
	密仕立て	3,500~4,000本
クヌギ	疎仕立て	2,000~3,000本
	中仕立て	3,000~3,500本
	密仕立て	3,500~4,000本

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は丸亀市農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈法(全面的に雑草木を取り除く方法)。場所によっては、すじ刈法、坪刈法を用いる。
植付けの方法	長方形植栽又は正方形植栽。地形によっては正三角形植栽。
植栽の時期	早春成を始める直前を適期とするが、気候等によっては、秋季成長の終わった頃に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林をともなうものにあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が

終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「香川県天然更新完了基準」により、森林の確実な更新を図ることとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、コナラ、シイ類、カシ類など県内に自生する高木及び造林木
ぼう芽更新可能樹種	ナラ類、カシ類、シイ類等、ぼう芽力の大きい樹種

なお、定められた樹種以外の樹種を天然更新の対象とする場合は、林業普及指導員又は丸亀市農林水産課と協議するものとする。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次のとおり定める。

期待成立本数
10,000本/ha

天然更新を行う際には、稚樹高が50cm以上かつ隣接する競合植物の高さ以上であり、期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって更新完了とする。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等は次のとおりとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により更新樹種の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき	優勢なものを1株に概ね3～4本残し、残りをかきとる。

#### ウ その他天然更新の方法

「香川県天然更新完了基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補

助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とし、更新状況を確認することとする。

更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図ることとする。

**3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項**

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

**4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**

(1) 造林の対象樹種

① 人工造林の場合 1 の(1)による。

② 天然更新の場合 2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数
3,000 本/ha

**5 その他必要な事項**

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
ヒノキ	植栽本数 2,000~4,000本 柱材・一般建築材	20~40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。
	植栽本数 2,000~4,000本 一般建築材・大径材	20~60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				間伐率：間伐本数率は、おおむね、10~30%とする。
スギ	植栽本数 2,000~4,000本 柱材・一般建築材	20~40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				但し、林分密度によって適宜変動する。 なお、材積率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。
	植栽本数 2,000~4,000本 一般建築材・大径材	20~60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
マツ	植栽本数 2,000~4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				
クヌギ	植栽本数 2,000~4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				高齢級の森林については立木の成長力に留意して定めること。  ヒノキ、スギにおける標準伐期齡未満の平均的な間伐間隔：10年  ヒノキ、スギにおける標準伐期齡以上の平均的な間伐間隔：20年

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ		■	■						回数：毎年1～2回程度 (植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。)
	マツ クヌギ		■							
つる切	ヒノキ スギ マツ クヌギ			■						回数：通常2回程度 (下刈後、除伐まで)
除伐	ヒノキ スギ			■	■					(植栽後10年～間伐まで)
	マツ クヌギ		■	■	■					
枝打	ヒノキ スギ マツ クヌギ			■	■	■	■			回数：通常4～5回(生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。)
肥培	ヒノキ スギ		■							(必要に応じて、せき悪林地に、植栽後2～3回施肥を行う。)
	マツ クヌギ									

## 3 その他必要な事項

雑草木の繁茂が著しい等の事由で林木の成長が遅い区域については、標準的な方法に示す林齢を超えて、必要に応じ保育を行うものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

別表1のとおり

#### イ 施業の方法

水源かん養機能を維持増進するため、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。また、当該森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	45年	50年	40年	20年	25年

それぞれの森林区域における施業の方法については、別表2のとおり

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能保持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うこととする。ただし、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、標準伐期齢のおおむね 2 倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う長伐期施業を行ったうえで皆伐することも可能であり、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	70年	80年	60年	20年	30年

それぞれの森林区域における施業の方法については、別表 2 のとおり

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

別表 1 のとおり

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、公益的機能別施業森林の施業方法に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市は所有規模が1ha未満の森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うためには、森林の経営の受委託等により、森林の経営規模の拡大を進める必要がある。

このため、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うほか、あっせんや地域協議会の開催などを推進することにより、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含め森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等、森林の経営の委託を行う場合には、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採等の立木竹の育成を含んだ内容で委託契約が締結できることを目指す。また、森林の保護の実施についての受託においても、森林施業の実施等に必要な作業路網の設置及び維持管理ができるようにすることが望ましい。

また、効率的な路網整備が図られるよう森林所有者の理解を得ることが重要である。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

効率的な森林の施業及び経営の円滑化を図り、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を実施するため、森林経営管理制度の活用を推進するものとする。森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進するものとする。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとともに、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林経営への委託を行わない森林所有者へ働きかけ、施業集約化に向けた施業の共同化

を図るとともに、施業集約化に対する理解を得るための普及啓発活動などを進める。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項を旨として作成するものとする。

- ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等へ共同委託等により実施することを旨とすること。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ウ 共同作成者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	30~40	70~210	110 以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	23~34	52~165	85 以上
	架線系 作業システム	23~34	2~41	25 以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	16~26	35~124	60 〈50〉 以上
	架線系 作業システム	16~26	0~24	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤーダ等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘

導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

## 2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に基づいて開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

「別表3 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量」参照

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、「林道」・「林業専用道」・「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整656号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づいて開設する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整656号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

## 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組むこととする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

設定なし

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

#### 2 その他必要な事項

該当なし

### 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害を未然に防止するため、早期発見、早期駆除等に努める。

マツ枯れについては、過去の大規模な被害発生を踏まえ、再激化を防ぐことを目的にして周辺森林とあわせて薬剤散布等の対策を講じてきたが、空中散布区域内に「オオタカ」の営巣が確認されたこと、健全な松林の面積が縮小し防除効果が十分発揮できないと判断し平成24年度から薬剤散布については中止している。

今後のマツ枯れ対策については、森林機能が低下しないように伐倒駆除を中心に被害の進行を遅らせながら、広葉樹等への樹種転換を図る。

また、安全対策の観点から林道や遊歩道周辺等の被害木を順次処理する。

ナラ枯れについては、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携し、地域の被害状況等に応じた、効率的、効果的な防除対策を講じる。

##### (2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

被害情報の収集に努めるとともに、被害予測に基づく計画的な防護柵の設置などにより適切な被害対策を実施する。

また、ウサギなどによる幼木への被害防除に対してはワナ等の被害対策を実施する。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、気象災害や林野火災等の不測の事態に対する備えとして、森林保険への加入を促進する。

また、立入の多い森林を重点として林野火災予防標識等を設置するなど、関係機関と連携を図りながら施設の充実に努める。

## 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関しては、丸亀市火入れに関する条例（平成17年3月22日条例第147号）に基づき実施する。

## 5 その他必要な事項

該当なし

# IV 森林の保健機能の増進に関する事項

## 1 保健機能森林の区域

該当なし

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

## 4 その他必要な事項

該当なし

# V その他森林の整備のために必要な事項

## 1 森林経営計画の作成に関する事項

### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ. IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- ウ. IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ. IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
綾歌地区	201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209	687.72

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

近年の健康志向による山歩きなどの利用者の増加や、身近な里山等に対する地域住民の関心が高まっており、住民等の意見も踏まえつつ地域住民と連携した森林を活用した活動を推進するため、綾歌森林公園等において整備等を行う。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

市有林において香川県が実施するフォレストマッチング推進事業に参加し、CSR活動や森林ボランティア活動を目的とする企業や団体に、森林整備や環境学習等の場及びその他必要な情報の提供を行う。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の制限

保安林その他法令により森林施業について、制限を受けている森林については、当該制限に従い、適正に実施するものとする。

(2) 盛土の制限

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

### (3) 生物多様性保全

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する。

別表1（第4関係）

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表4のとおり	118.59
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表4のとおり	832.83
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表4のとおり	455.18
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表4のとおり	1400.72
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表4のとおり	323.44
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表2（第4関係）

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延期を推進すべき森林	別表4のとおり	34.87
長伐期施業を推進すべき森林	別表4のとおり	1472.7
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業（択伐以外）	別表4のとおり 0
	複層林施業（択伐）	別表4のとおり 533.62

別表3

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	対図番号
拡張	自動車道	改良	丸亀市	畦田金剛院線	1		①
				高見峰線	1		②

別表4

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域					森林施業の方法				備考
		進を水す國源べる酒きた養森めの林の機能林の施維持を増推進	を増び土推進土地進を壌にす國の関べる保するきた全る森めの災林の機害	施維快適を増な推進環境を境す國のべる形きた成森めの林の機能	木保樹林の生産機能の施維持を増推進	材を図べきた森林の生産機能の施維持を増推進	通常の施業	伐進期のべき延長	推長進伐す期べき施業	複層林施業を推進するべき森林	
		(複層林以施外)	(複層伐林)施業								
101	01		○	○	○			*		*	
101	02		○	○	○			*		*	
102	01		○	○	○			*		*	
102	02		○	○	○			*			
102	03		○	○	○			*			
102	05						*				
102	06			○				*			
102	07						*				
102	08						*				
103	01				○			*			
103	02				○			*			
103	03				○			*			
103	04				○			*			
104	01		○		○			*		*	
104	02		○		○			*		*	
104	03		○		○			*		*	
104	04		○		○			*		*	
105	01		○		○			*		*	
105	02		○		○			*		*	
105	03		○		○			*		*	
105	04				○			*		*	
105	05				○			*		*	
106	01		○					*		*	
106	02		○		○			*		*	
106	03		○		○			*		*	
106	04						*				
107	01				○			*		*	
107	02				○					*	
107	03						*				
107	04						*				
107	05						*				
108	01		○					*			
108	02		○					*		*	
108	03		○					*			
108	04		○					*		*	
108	05		○		○			*		*	
109	01		○		○			*			
109	02		○		○			*			
109	03		○		○			*		*	
109	04		○		○			*		*	
109	05		○		○			*		*	
110	01				○			*		*	
110	02		○		○					*	
110	03				○			*		*	
110	04				○			*		*	
110	05				○			*		*	
111	01						*				
111	02				○					*	
111	03				○					*	
112	01						*				
112	02						*				
113	01						*				
113	02						*				
113	03						*				
113	04						*				
113	05						*				
114	01						*				
114	02						*				
114	03						*				
115	01						*				
115	02						*				
115	03						*				
115	04						*				
115	05						*				
115	06						*				
115	07						*				
116	01						*				
116	02						*				
116	03						*				
117	01						*				
117	02						*				
117	03						*				

117	04					*					
117	05					*					
118	01					*					
118	02					*					
118	03					*					
118	04					*					
118	05					*					
118	06					*					
119	01					*					
119	02					*					
119	03					*					
119	04					*					
120	01					*					
120	02					*					
120	03					*					
120	04					*					
120	05					*					
121	01			O							*
121	02			O							*
121	03			O							*
121	04			O							*
121	05			O							*
122	01			O							*
122	02			O							*
122	03			O					*		*
122	04			O					*		*
122	05			O					*		*
122	06					*					
122	07			O					*		*
123	01			O					*		
123	02			O					*		
123	03			O					*		
123	04			O					*		
124	01			O					*		
124	02		O	O					*		
124	03			O					*		
124	04			O					*		
124	05			O					*		
124	06			O					*		*
124	07			O					*		*
125	01			O					*		
125	02			O					*		
125	03			O					*		*
125	04			O					*		
125	05			O					*		
126	01			O					*		
126	02			O					*		
126	03			O					*		
126	04			O					*		
126	05			O					*		
126	06			O					*		
126	07			O					*		
127	01		O	O					*		*
127	02		O	O					*		*
127	04		O	O					*		*
127	05		O	O					*		*
127	06		O	O					*		*
128	01		O	O					*		*
128	02			O					*		
128	03			O					*		
128	04			O					*		
128	05			O					*		*
128	06			O					*		*
128	07			O					*		*
129	01			O					*		
129	02			O					*		
129	03			O					*		
129	04			O					*		
129	05			O					*		
129	06			O					*		
129	07			O					*		
130	01					*					
130	02					**					
130	03		O						*		
130	04					*					
130	05		O						*		*
130	06					*					
131	01					**					
131	02		O						*		
131	03		O						*		
131	04					*					
131	05					**					
131	06					*					
131	07					**					
131	08					*					
132	01					**					
132	02					*					

132	03						*						
133	01						*						
133	02						*						
133	03						*						
134	01						*						
134	02						*						
134	03						*						
134	04						*						
201	01			○							*		
201	02			○							*		
201	03			○							*		
201	04			○							*		
201	05			○							*		
201	06			○							*		
201	07			○							*		
201	08			○							*		
201	09			○							*		
201	10			○							*		
201	11			○							*		
201	12			○							*		
201	13			○							*		
201	14			○							*		
202	02			○							*		
202	03			○							*		
202	04			○							*		
202	05			○							*		
202	06			○							*		
202	08			○							*		
202	09			○							*		
202	10			○							*		
202	11			○							*		
202	12			○							*		
202	13			○							*		
203	01			○							*		
203	02			○							*		
203	03			○							*		
203	04			○							*		
203	05			○							*		
203	06			○							*		
203	07			○							*		
203	08			○							*		
203	09			○							*		
203	10			○							*		
203	11			○							*		
203	12			○							*		
203	13			○							*		
203	14			○							*		
203	15			○							*		
203	16			○							*		
203	17			○							*		
203	18			○							*		
203	19			○							*		
203	20			○							*		
203	21			○							*		
204	01	○					○			*			
204	02	○					○			*			
204	03	○					○			*			
204	04	○					○			*			
204	05	○					○			*			
204	06	○					○			*			
204	07	○					○			*			
204	09	○					○			*			
204	10				○	○				*			
204	11				○	○				*			
204	12				○	○				*			
204	13				○	○				*			
204	14				○	○				*			
204	15				○	○				*			
204	16				○	○				*			
204	17				○	○				*			
204	18				○	○				*			
205	01							*					
205	02						*						
205	03						*						
205	04						*						
205	05	○					○			*			
205	06							*					
205	07							*					
205	08							*					
205	09							*					
205	10							*					
205	11							*					
205	12							*					
205	13							*					
205	14		○							*			
205	15							*					
205	16		○							*			
205	17		○							*			

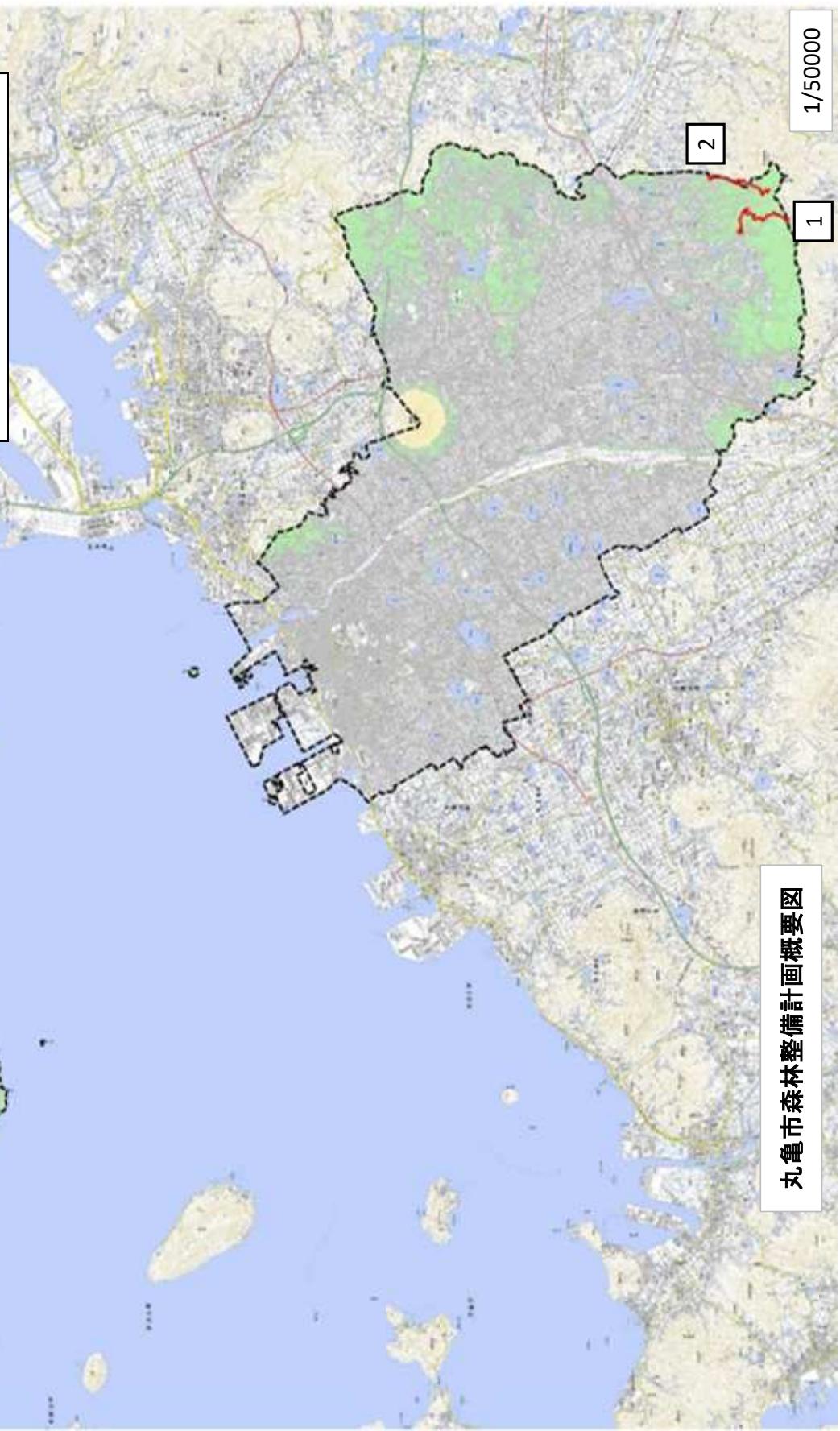
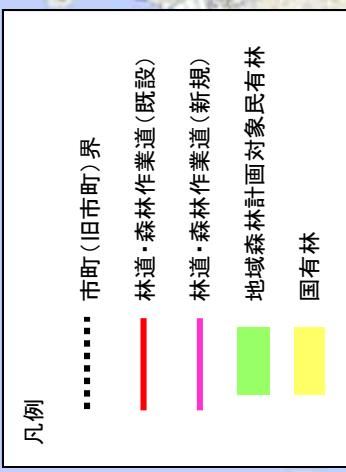
205	18		○		○			*			
205	19				○			*			
205	21		○		○			*			
205	22		○					*			
205	23		○					*			
206	02							**			
206	03							**			
206	04							**			
206	06							**			
206	07							**			
206	08							**			
206	09							**			
206	10							**			
206	11							**			
206	12							**			
206	13							**			
206	14							**			
206	15	○							*		
206	16		○							*	
206	17	○	○							*	
206	18	○	○						*		*
206	19	○	○						*		
206	20	○	○						*		
206	21	○	○						*		
206	22	○	○						*		*
206	23	○	○						*		
206	24							**			
206	25		○				○			*	
207	01							**			
207	02							**			
207	03							**			
207	04							**			
207	05							**			
207	06		○							*	
207	07							**			
207	08							**			
207	09							**			
207	10							**			
207	11							**			
207	14		○							*	*
207	18							**			
207	19							**			
207	20							**			
208	01							**			
208	02							**			
208	03							**			
208	04							**			
208	05							**			
208	06							**			
208	07							**			
208	08							**			
208	10							**			
209	01	○	○		○	○			*		
209	02		○		○	○			*		
209	03		○		○	○			*		
301	01				○					*	
301	02				○					*	
301	03				○					*	
301	04				○					*	
301	05				○					*	
301	06				○					*	
301	07		○	○	○				*		
301	10		○	○	○			**			
301	11				○					*	
301	14				○					*	
302	01		○	○	○					*	
302	03				○					*	
302	04				○					*	
302	05				○					*	
302	06				○					*	
302	07				○					*	
302	08				○					*	
302	09				○					*	
302	10				○					*	
302	11				○					*	
302	13		○	○	○					*	
302	14				○					*	
302	15				○					*	
302	22				○					*	
303	01				○					*	
303	02				○					*	
303	03				○					*	
303	04				○					*	
303	05				○					*	
303	06				○					*	
303	08				○					*	
303	10				○					*	
303	11				○					*	

303	12			○					*			
303	13			○					*			
303	14			○					*			
303	15			○					*			
303	16			○					*			
304	01			○					*		*	
304	02			○					*		*	
304	03			○					*		*	
304	04			○					*		*	
304	05			○							*	
304	06			○					*		*	
304	07			○					*		*	
304	08			○					*		*	
304	09			○					*		*	
305	01			○					*			
305	02			○					*			
305	03								*			
305	04			○					*			
305	05			○					*			
305	06			○					*			
305	07			○					*			
305	08			○					*			
305	09			○					*			
305	10			○					*			
305	11			○					*			
305	12			○					*			
305	13			○					*			
305	14			○					*			
305	15			○					*			
306	01			○					*			
306	02			○					*			
306	03			○					*			
306	04			○					*			
306	06			○					*			
306	08			○					*			
306	09			○					*			
306	10			○					*			
306	11			○					*			

※抾伐による複層林施業を推進すべき森林は、保安林又は自然公園法等で抾伐施業に制限されている森林に限る。

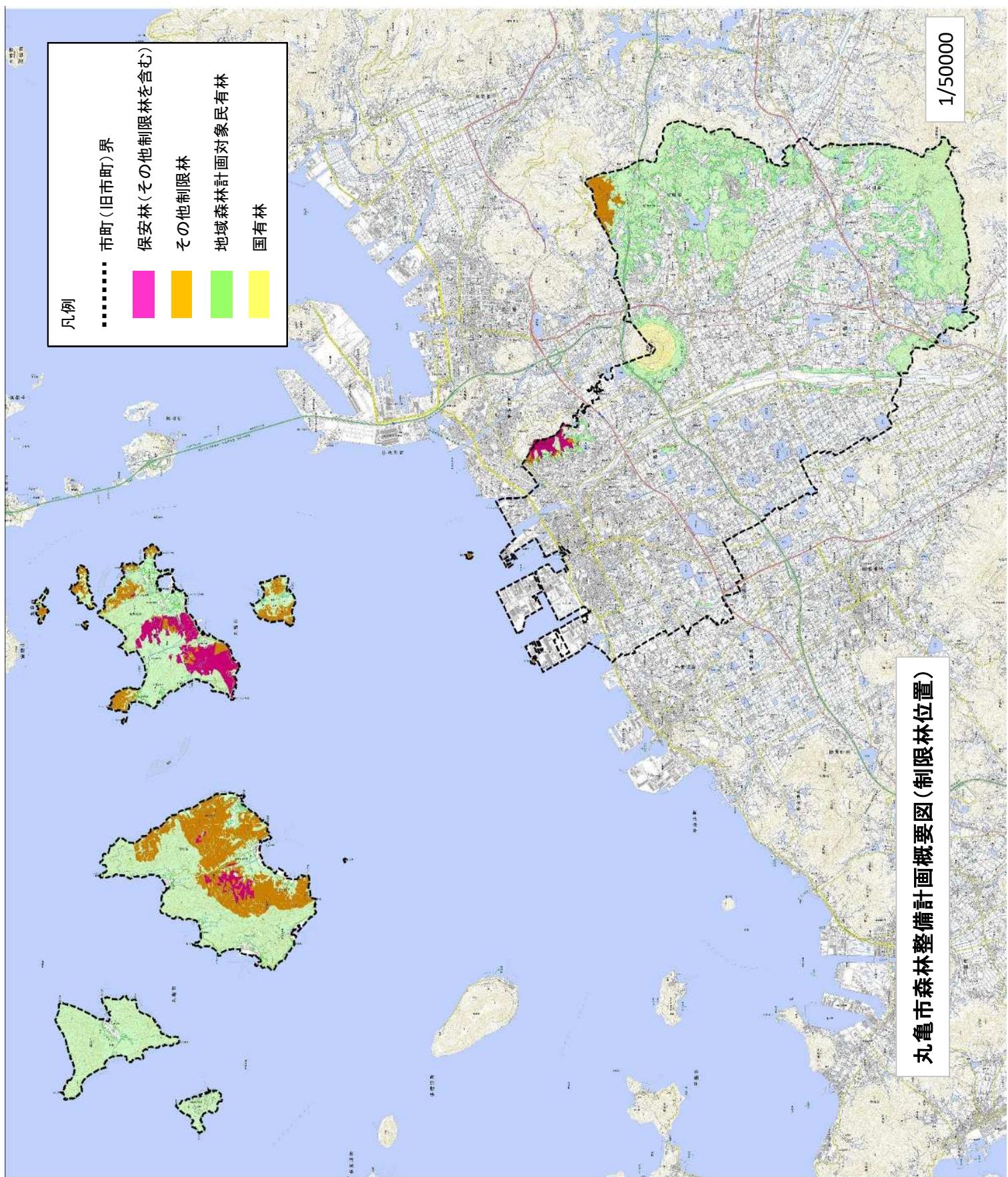
1/50000

### 丸亀市森林整備計画概要図



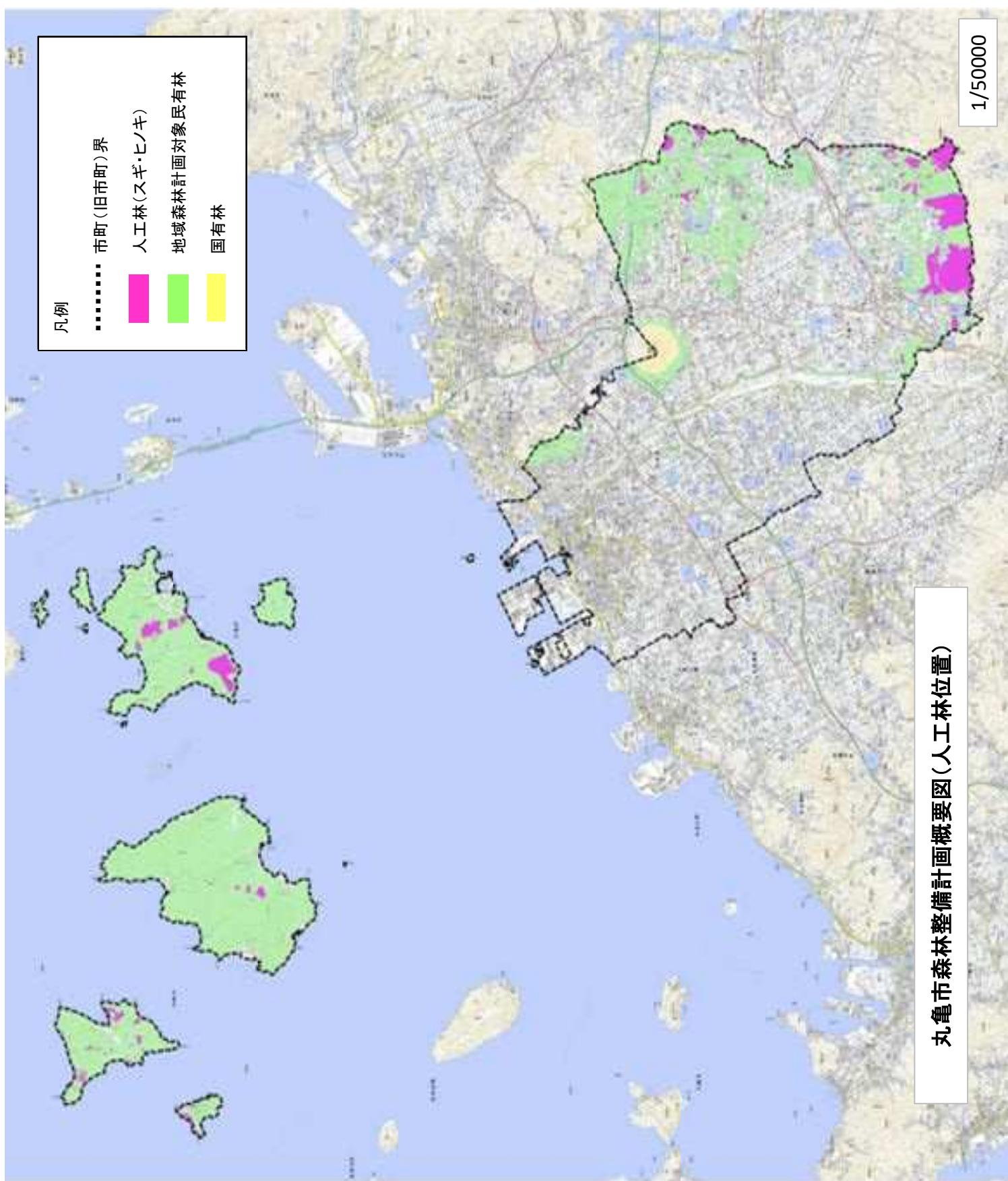
1/50000

### 丸亀市森林整備計画概要図(制限林位置)

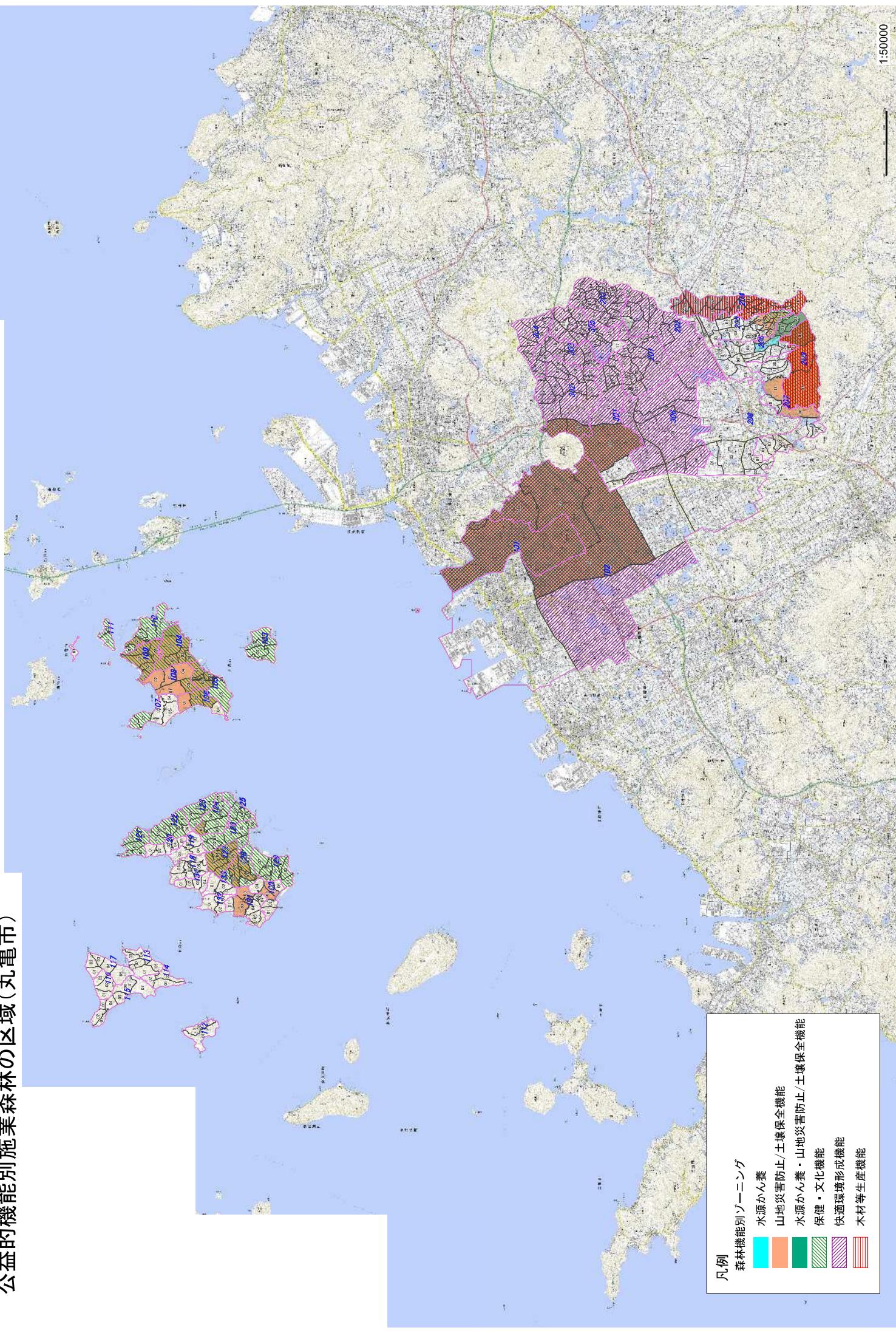


丸亀市森林整備計画概要図(人工林位置)

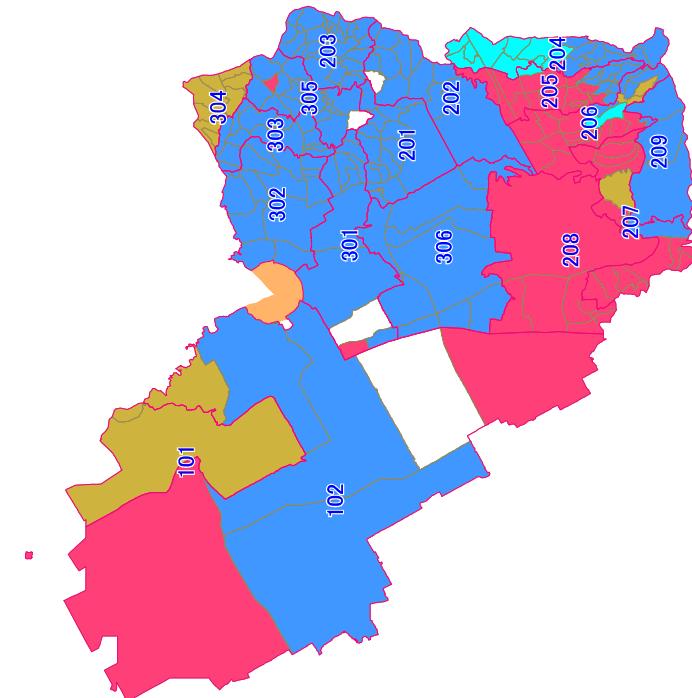
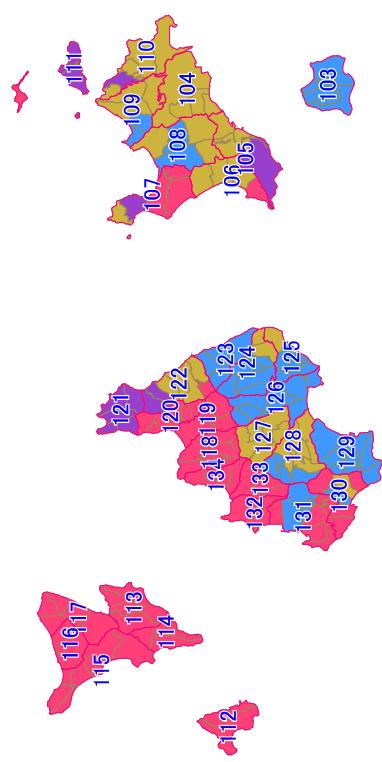
1/50000



# 公益的機能別施業森林の区域(丸亀市)

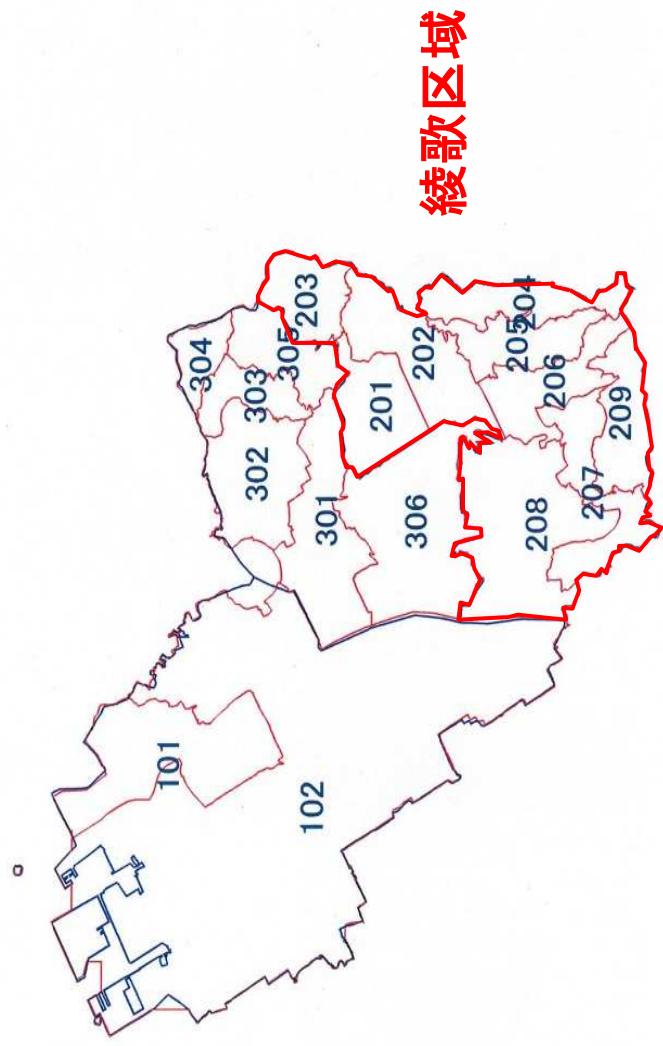
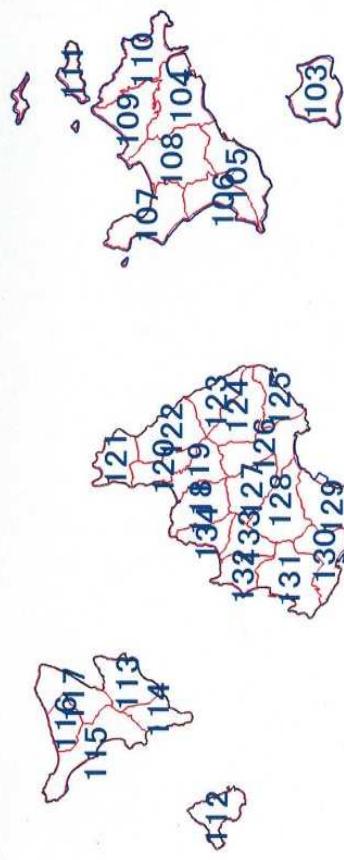


# 公益的機能別施業森林の施業方法(丸亀市)





森林法施行規則第33条第1号  
口の規定に基づく区域



	市町村界		
	林班界		区域界
			林班番号
			区域名
			○○区域
			○○○区域